



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

## B's事務所通信

6

2020

発行：社会保険労務士法人びいずろうむ

〒466-0014 名古屋市昭和区東畑町2丁目39-1 ARK BRAIN 2B

TEL 052-753-4866 FAX 052-753-4867 e-mail info@b-z.jp 通巻 No.129

重要改正 施行済

## 賃金台帳などの記録の保存期間の延長(令和2年4月1日～)

令和2年4月1日施行の労働基準法の改正により、賃金請求権の消滅時効期間が延長されましたが、これにあわせて「賃金台帳などの記録の保存期間の延長」も行われています。

事業主が保存すべき賃金台帳などの下記の記録の保存期間について、5年に延長しつつ、当分の間は、これまでと同様にその期間は「3年」とされます。

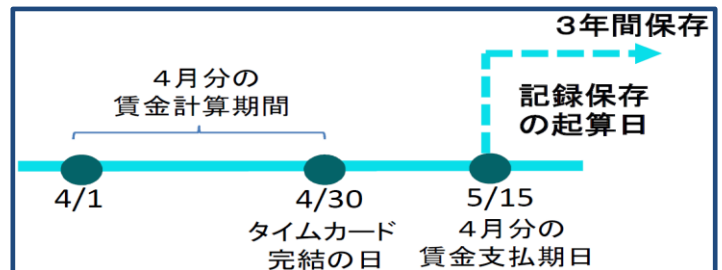
- ①労働者名簿
- ②賃金台帳
- ③雇入れに関する書類…雇入決定関係書類、契約書、労働条件通知書、履歴書など
- ④解雇に関する書類…解雇決定関係書類、予告手当または退職手当の領収書など
- ⑤災害補償に関する書類…診断書、補償の支払、領収関係書類など
- ⑥賃金に関する書類…賃金決定関係書類、昇給減給関係書類など
- ⑦その他の労働関係に関する重要な書類…出勤簿、タイムカードなどの記録、労使協定の協定書、各種許認可書、始業・終業時刻など労働時間の記録に関する書類、退職関係書類など
- ⑧労働基準法施行規則・労働時間等設定改善法施行規則で保存期間が定められている記録

(下記の「起算日の明確化」を行う記録は、賃金の支払いに係るものに限ります。)

## ⑧起算日の明確化

上記の②⑥⑦⑧の記録に関する賃金の支払期日が、記録の完結の日などより遅い場合には、「当該支払期日」が記録の保存期間の起算日となることが明確化されました。

(右の図は、タイムカードについての例)



★当分の間は、「3年間」という保存期間に変更はありませんが、起算日の明確化には注意したいところです。

重要情報

## 過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果 令和元年度は約75%で法令違反

今回公表されたのは、令和元年11月に、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対して実施された重点監督の結果です。そのポイントを確認しておきましょう。

●重点監督を実施事業場は8,904事業場うち、6,707事業場(全体の75.3%)で労働基準関係法令違反が認められた

## ①主な違反内容[是正勧告書を交付した事業場の内訳]

- ・違法な時間外労働があったもの⇒3,602事業場(全体の40.5%)
- ・賃金不払残業があったもの⇒654事業場(全体の7.3%)
- ・過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの⇒1,832事業場(全体の20.6%)

## ②主な健康障害防止に係る指導の状況[健康障害防止のため指導票を交付した事業場の内訳]

- ・健康障害防止措置が不十分のため改善を指導したもの⇒3,443事業場(全体の38.7%)
- ・労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの⇒1,553事業場(全体の17.4%)



## コロナ禍で、健康診断の延期が認められる

コロナ禍で春の健康診断を秋に変更された企業様も多いのではないのでしょうか。今回の状況について延長することが公式に認められました。

### ◆対応の概要

- ・一般健康診断：令和2年6月末までの間、実施時期を延期することができます。
- ・特殊健康診断：実施することが義務づけられていますが、十分な感染防止対策を講じることが困難な場合などには、実施時期を6月末まで延期することができます。

### ◆一般健康診断

事業者は、労働安全衛生法第66条第1項の規定により、労働者の雇入れの直前または直後に健康診断を実施することや、1年以内ごとに1回定期的に一般健康診断を行うことが義務づけられています。しかし、新型コロナウイルスの拡がりにより、健康診断等の実施会場においても、密閉・密集・密室といった「三密」空間での感染拡大が懸念されるところから、一般健康診断の実施時期については、令和2年6月末までの間、延期することとして差し支えないこととされました。

### ◆特殊健康診断

また、事業者は、労働安全衛生法第66条第2項および第3項、じん肺法の規定に基づき、有害な業務に従事する労働者や有害な業務に従事した後配置転換した労働者に特別の項目についての健康診断を実施することや、一定の有害な業務に従事する労働者に歯科医師による健康診断を実施すること等が義務づけられています（特殊健康診断）。

特殊健康診断については、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、基本的には十分な感染防止対策を講じたうえで法令に基づく頻度で実施するのが望ましいとされていますが、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が困難である場合には、一般健康診断と同様、実施時期を令和2年6月末までの間、延期することとして差し支えないこととされました。

これらの取扱いは、現時点では新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた令和2年6月末までに限られた対応とされています。詳細は厚生労働省の「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」に掲載されていますが、随時更新されていますので、こまめにチェックする必要があります。

【厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」】

<https://mhlw.lisaplus.jp/jump.cgi?p=2&n=107>

## テレワークの実施状況調査

### ◆新型コロナウイルスの影響で急速に広まったテレワーク

新型コロナウイルス感染リスク防止の観点から急速に広まったテレワーク。騒動の中で急遽対応に迫られた職場も多いことでしょう。業態やこれまでの対応状況によっては実施が難しいところもありますし、その実施内容は職場によって大きく異なると思いますが、全国的な実施率はどのようになっているのでしょうか。

### ◆テレワーク実施率は27%

厚生労働省は、LINE株式会社と協力して、LINE株式会社の公式アカウントにおいて、サービス登録者に対して「新型コロナ対策のための全国調査」を3回にわたり実施し、その分析結果を発表しています（第1回：3月31日－4月1日、第2回：4月5日－6日、第3回：4月12日－13日実施）。

調査によると、オフィスワーク中心（事務・企画・開発など）の人におけるテレワークの実施率は、第3回調査時点で、全国平均で27%でした。緊急事態宣言前と比べて増加しているものの、政府目標の「オフィス出勤者の最低7割削減」には、この時点ではまだまだ届いていない状況です。

緊急事態宣言が最初に発令された7都府県だけで見ても、最も進んでいる東京都で52%、最も遅れている福岡県で20%と差があります。また、全国的には1割にも届いていない地域が多いようです。

### ◆テレワークはコロナ対策に限るものではない

本調査は4月中旬までの状況を示したものですの

で、その後、また状況は変わっていることが予想されます。実際に、これまでは「テレワークなんて無理だ・関係ない」と考えていた企業においても、この騒動の中で、どうにかテレワークを実施できないか、テレワーク下でも滞りなく業務を行えないかと試行錯誤しているところが多いのではないのでしょうか。

テレワークはコロナ対策だけに限るものではありません。育児・介護、様々な災害対応の面からも必要になってくるものです。テレワークの実施状況が今後の企業経営にも大きく影響してくることもなりかねませんので、これを機に自社でも真剣に検討していきたいところです。

【厚生労働省「第1－3回「新型コロナ対策のための全国調査」からわかったことをお知らせします。」】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11109.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11109.html)

## 国土省が自転車通勤の認証制度を創設！ 制度の概要とメリット

自転車通勤は、環境負荷の低減、交通渋滞の緩和、従業員の健康維持増進につながるなどから、国土交通省は、企業における自転車通勤の導入を支援しています。今般、国土省では、自転車通勤を推進する企業・団体の認証制度を創設しました。

### ◆制度の概要

自転車通勤を推進・導入する企業・団体を国土交通大臣が認定するというものです。

### ◆「宣言企業」の認定要件（5月よりスタート！）

以下の3項目すべてを満たす企業・団体を「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトの「宣言企業」に認定。事業所単位で申請可能で、有効期間は5年間（更新可）です。宣言企業に認定されると、自社のホームページや名刺等に認定ロゴマークを使用することができるほか、企業名が自転車活用推進官民連携協議会HPに紹介されます。

- ① 従業員用駐輪場を確保
- ② 交通安全教育を年1回実施

③ 自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化

### ◆「優良企業」の認定要件（令和2年度末頃）

上記の宣言企業のうち、自転車通勤を行う従業員が100名以上または全従業員数の2割以上を占め、以下の1項目以上を満たし、かつ独自の積極的な取り組みを行っており、地域性を含めて総合的に勘案し、特に優れた企業または団体と認められるものについては、「優良企業」に認定。優良企業に認定されると、国土交通大臣より表彰されるほか、自社のホームページや名刺等に認定ロゴマークを使用することができます。事業所単位で申請可能で、有効期間は宣言企業の有効期間（更新可）となります。

- ① 自転車で通勤する従業員の定期的な点検整備を義務化
- ② 自転車で通勤する従業員の自転車盗難対策の義務化
- ③ 自転車通勤時のヘルメット着用の義務化
- ④ その他、自転車通勤を推進する先進的な取り組み（例えば、自転車で通勤する従業員への自転車通勤手当の支給、企業・団体が自転車通勤に関して主管の部署を設けている）、自転車利用環境が整備されている（ロッカールーム、シャワー、乾燥室など）など

### ◆自転車通勤のメリット

企業にとっては、通勤手当や社有車、駐車場の維持にかかる固定費などの削減が期待できますし、企業のイメージアップや従業員の生産性が向上するなどのメリットが期待できます。

### ◆自転車通勤導入にあたって

自転車活用推進官民連携協議会から、「自転車通勤導入に関する手引き（令和元年5月）」が出されています。自転車通勤制度の導入時に検討すべき事項などが紹介されているので、参考になります。

【自転車活用推進官民連携協議会「自転車通勤導入に関する手引き」PDF】

<https://www.mlit.go.jp/common/001292044.pdf>

★なお、結果の公表に当たっては、代表的な監督指導事例が紹介されていますが、「各種情報から時間外・休日労働が1か月当たり80時間を超えていると考えられる大企業の事業場に対し、立入調査を実施した」といった事例のように、月80時間を超える時間外・休日労働が行われている場合には、監督指導の対象となる可能性が高いといえそうです。そのような働き方をしている社員がいれば、早急に改善する必要がありますでしょう。

長時間労働の削減の手法などについても、気軽にお問い合わせください。

**重要決定事項確定**

**令和2年度の労働保険の年度更新期間を延長**

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の労働保険の年度更新の期間を延長することについて、厚生労働省から次のような案内がありました。

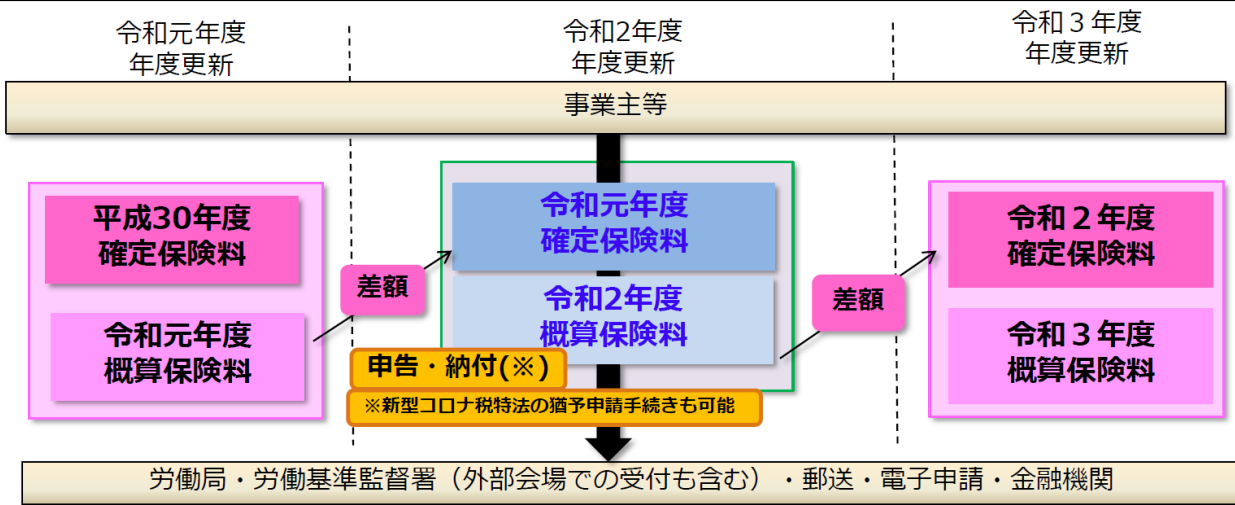


……………労働保険の年度更新期間の延長について……………

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、中小事業主、個人事業主の方々が労働保険の年度更新(申告・納付)を円滑に実施する環境を整えるため、6月1日～7月10日までの40日の期間を6月1日～8月31日までの3月間の期間に延長する。(所要の厚生労働大臣告示も公布)

**【令和2年度の労働保険の年度更新手続き】**

- 令和元年度の確定保険料と令和2年度の概算保険料を申告・納付(※)
- 年度更新期間は6月1日～8月31日(延長後) ← 6月1日～7月10日(例年)
- 対象となる事業場は、約325万事業場
- ※新型コロナウイルス特法による納付猶予の手続きも、年度更新手続きと併せて行うことができます。



★申告納付が可能な事業場では、例年どおりの対応で問題ありません。新型コロナウイルス感染症の影響が深刻であり、一定の要件に該当する場合には、令和2年8月31日までに申告を行い、同時に納付猶予の手続を行うことも可能ということです。詳しい内容については、気軽にお尋ねください。



お仕事 カレンダー 6月	
6/10	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 5月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付</li> <li>● 納期特例の適用を受けている個人住民税特別徴収税(2019年12月から2020年5月分)の納付</li> </ul>
6/30	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 5月分健康保険料・厚生年金保険料の納付</li> <li>● 4月決算法人の確定申告と納税・10月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)</li> <li>● 7月・10月・1月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)</li> </ul>

◆あつがき◆ 変更に次ぐ変更で感わされ続けた雇用調整助成金。通常6月は、労働保険料の申告で忙しい時期ですが、今年は雇用調整助成金の大量申告の仕事が待っています。コロナに負けず、はりきっていきます！お困りごとは何でもご相談ください。